

令和7年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

鶴岡市長 皆 川 治

令和7年度鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、住宅の居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るため、市内の住宅に係る増改築工事又はリフォーム等工事を行う者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内に存する住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 現に自己又は2親等以内の親族が所有し、かつ、自己が居住する建築物（イに該当するものを除く。）

イ 令和4年4月1日以後に個人が自ら居住するために取得した特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが実施する空き家バンク事業に登録されている建築物又は同日以後に個人が自ら居住するために贈与、売買又は相続により取得した建築物のうち、取得時点において、1年以上居住を目的とした使用がなされていない建築物（以下「空き家」という。）

(2) 住宅等 住宅並びにその住宅に附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。

(3) リフォーム等工事 住宅等の機能及び性能を維持・向上させるため、住宅等の全部若しくは一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新等を行う工事又は住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを除く。）をいう。

(4) 移住世帯 令和2年4月1日から補助事業等実績報告書を提出する日までに鶴岡市外から

鶴岡市に移住し、又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）に居住し、かつ、補助事業等実績報告書を提出する日までの間に鶴岡市に移住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を鶴岡市へ提出した者（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯、多子世帯、新婚世帯又は出産世帯として申請した際の者を除く。）が世帯員として属している世帯をいう。

(5) 子育て世帯 平成19年4月2日以後に出生した世帯員（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯、多子世帯、新婚世帯又は出産世帯として申請した際の世帯員を除く。）又は妊娠している世帯員がいる世帯をいう。

(6) 新婚世帯 申請日時点において婚姻した日から5年以内である世帯員又は婚姻を予定している世帯員（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を三世帯世帯、移住世帯、婚姻・出産世帯、子育て世帯、多子世帯、新婚世帯又は出産世帯として申請した際の世帯員を除く。）がいる世帯をいう。

(7) 福祉世帯 申請日時点において満65歳以上の世帯員のみの世帯で住民税非課税世帯、下肢、体幹機能障害3級以上のものである障害児者がいる世帯又は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児がいる世帯をいう（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を福祉世帯として申請した際の世帯員を除く。）。

(8) 多子世帯 平成19年4月2日以後に出生した子が3人以上いる世帯をいう（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を多子世帯として申請した際の世帯員を除く。）。

(9) 一般世帯 移住世帯、子育て世帯又は新婚世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。

(10) 空き家活用 空き家（売買により取得した空き家にあつては、令和7年4月1日以後に中古住宅診断を受けた空き家に限り、かつ、過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を空き家活用として申請した空き家を除く。）をリフォーム等工事することをいう。

(11) 空き家バンク登録 特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが実施する空き家バンク事業に登録された空き家（過年度に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を空き家バンク登録として申請した空き家を除く。）をいう。

(12) 中心市街地 本市の都市機能誘導区域の中心市街地拠点の区域をいう。

(13) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により

認証された合板等をいう。

(14) 鶴岡産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により鶴岡産を証明された木材をいう。

(15) 市内業者 市内に事業所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人事業者をいう。

(16) 中古住宅診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 国土交通省「長期優良住宅化リフォーム推進事業」におけるインスペクター講習団体に登録された者による「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（国土交通省策定）に規定された既存住宅現況検査

イ 既存住宅売買瑕疵保険への加入を目的とした既存住宅現況検査

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれにも適合する者とする。

(1) リフォーム等工事を行う者

(2) 申請時において本市に住所を有する者又は補助事業等実績報告書の提出時までに本市に転入し、居住する予定である者

(3) リフォーム等工事の実施に当たり、市内業者と工事請負契約を締結する者

(4) 令和5年度以後に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金の交付決定を受けていない者

(5) 市税に滞納がない者

（補助対象工事等）

第4条 補助の対象となる工事は、次のいずれにも適合するものとする。この場合において、国、県又は本市の他の制度による補助、給付等を受ける場合（その予定を含む。）は、当該制度が他の補助制度との重複を認めている場合に限り、補助の対象とすることができる。

(1) リフォーム等工事に要する費用（工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含む。）の合計額が30万円以上であること。

(2) 別表第1から別表第4までに定める基準点の合計が10点以上（リフォーム等工事に要する費用の合計額が50万円未満の場合は、5点以上）となるものであること。

(3) 令和7年4月1日以後に工事着手され、令和8年2月6日までに補助事業等実績報告書を提出できるものであること。ただし、補助金等の交付指令以前に工事に着手したものを除く。

（補助対象住宅）

第5条 補助の対象となる住宅等は、次の各号のいずれかに該当するものとし、令和5年度以後に鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金を利用していないものに限る。

(1) 一戸建ての住宅等

(2) マンション等の共同建ての住宅及び長屋建ての住宅（居住の用に供する専有部分に限る。）

(3) 併用住宅（住宅部分に限る。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次に掲げる額の合計額とし、

1, 000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第1から別表第4までに規定するリフォーム等工事をする場合 リフォーム等工事に要する費用に10分の1を乗じて得た額（20万円を限度とする。）

(2) リフォーム等工事に鶴岡産木材を1.5立方メートル以上使用し、又は仕上材若しくは造作材を0.3立方メートル以上使用する場合 リフォーム等工事に要する費用に100分の5を乗じて得た額（10万円を限度とする。）

(3) リフォーム等工事が福祉世帯により行われ、かつ、別表第2各項目のうちいずれかに該当する場合 リフォーム等工事に要する費用に100分の5を乗じて得た額（10万円を限度とする。）

(4) リフォーム等工事が多子世帯により行われた場合 リフォーム等工事に要する費用に100分の5を乗じて得た額（10万円を限度とする。）

(5) 空き家活用又は空き家バンク登録に該当する場合 リフォーム等工事に要する費用に100分の5を乗じて得た額（10万円を限度とする。）

(6) 中心市街地内に存する空き家活用又は空き家バンク登録に該当する場合 リフォーム等工事に要する費用に10分の1を乗じて得た額（20万円を限度とする。）

2 前項第1号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が移住世帯、子育て世帯又は新婚世帯により行われるものである場合は、これらの規定中「10分の1」とあるのは「5分の1」と、「20万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が移住世帯により行われ、かつ、空き家活用又は空き家バンク登録に該当する場合（前項の規定の適用を受けようとする場合を除く。）は、第1項第1号の規定中「10分の1」とあるのは「5分の1」と、「20万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとし、同項第2号から第6号までの規定は、適用しないものとする。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が移住世帯、子育て世帯又は新婚世帯により行われ、かつ、中心市街地内に存する空き家活用又は空き家バンク登録に該当する場合

(前項の規定の適用を受けようとする場合を除く。)は、第1項第1号の規定中「10分の1」とあるのは「10分の3」と、「20万円」とあるのは「300万円」と読み替えるものとし、同項第2号から第6号までの規定は、適用しないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書及び収支予算書の提出を省略させることができる。

- (1) 事業計画書及び補助金額算出表
- (2) リフォーム等工事の見積書の写し
- (3) リフォーム等工事の工事内容が分かる図面
- (4) 着工前カラー写真
- (5) 市税に対する納税調査承諾書
- (6) 建物の所有権が分かる書類
- (7) 工事基準点算出表
- (8) 建築確認済証の写し（建築確認申請を伴うリフォーム等工事の場合に限る。）
- (9) 移住した年月日が分かる書類（住民票謄本等の写し）（移住世帯の場合に限る。）
- (10) 婚姻又は出産年月日が分かる書類（住民票謄本、戸籍謄本、婚約証明書、母子手帳の写し等）（新婚世帯、子育て世帯又は多子世帯の場合に限る。）
- (11) 住民票謄本の写し及び世帯全員の前年分の所得・課税証明書の写し（福祉世帯で申請日時点において満65歳以上の世帯員のための世帯の場合に限る。）
- (12) 身体障害者手帳の写し及び住民票謄本の写し（福祉世帯で下肢、体幹機能障害3級以上の障害児がいる世帯又は医療的ケア児がいる世帯の場合に限る。）
- (13) 所有者移転した年月日が分かる書類（建物の全部事項証明書の写し、売買契約書の写し等及び売買により取得した空き家にあつては中古住宅診断を受けたことが分かる資料）（空き家活用の場合に限る。）
- (14) 特定非営利活動法人つるおかランド・バンクが実施する空き家バンク事業に登録されていることが分かる書類（空き家バンク申込書の写し等）（空き家バンク登録の場合に限る。）
- (15) 断熱性能チェックシート及び断熱性能を確認できる資料（別表第2に規定する1-2又は1-4の断熱工事の場合に限る。）
- (16) その他市長が必要と認める書類

(交付の制限)

第8条 同一の住宅に係るリフォーム等工事に対するこの補助金の交付の決定は、1回を限度とする。

(軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。ただし、補助金の額の増減を伴うものを除く。

(実績報告)

第10条 補助事業等実績報告書の提出期限は、令和8年2月6日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第13条に規定する収支計算書の提出を省略させることができる。

(1) 事業実施書

(2) リフォーム等工事に要した費用に係る契約書及び領収書の写し

(3) リフォーム等工事の工事写真（解体状況、施工状況及び使用材料等が分かる写真）及び完成写真

(4) 解体等工事に係る事前調査結果等報告（石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第4条の2に規定する様式第1号の表面・裏面）の写し又は事前調査結果報告書（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第6項に規定する様式3の4の表面・裏面）の写し（石綿含有建材に係る事前調査が必要な場合に限る。）

(5) 鶴岡産材等木材内訳書及び「やまがたの木」認証制度の「販売管理票」の写し（鶴岡産木材を使用した場合に限る。）

(6) 転居後の住民票謄本の写し（リフォーム住宅の住所と申請時の住所が相違している場合に限る。）

(7) 検査済証の写し（建築確認申請を伴うリフォーム工事の場合に限る。）

(8) 建物の全部事項証明書の写し（次に掲げる場合に限る。）

ア 売買契約の住宅をリフォームした場合であって、申請時に建物の全部事項証明書の写しを提出しなかった場合

イ 空き家活用の場合であって、申請時に建物の全部事項証明書の写しを提出しなかった場合

(9) 住民票謄本の写し（次に掲げる場合に限る。）

ア 移住世帯の場合であって、申請時に申請者がリフォーム等工事を行う住宅に住所を有しない場合

イ 新婚世帯の場合であって、申請時に婚姻していない場合

ウ 申請時において、申請者がリフォーム等工事を行う住宅に住所を有しない場合

エ 子育て世帯の場合であって、申請時に出生していない世帯員がいる場合

(10) 戸籍謄本の写し（新婚世帯の場合であって、申請時に婚姻していない場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

工事内容	基準点
1-1 やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10 点/工事
1-2 外部に面する住宅の開口部に別表第 5 第 1 号の基準を満たす建具を設置する工事	5 点/箇所
1-3 熱交換換気システムを設置する工事	4 点/箇所
1-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第 5 第 2 号の基準を満たす断熱材を使用する工事	2 点/m ²
1-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10 点/箇所

別表第 2（第 6 条関係）

工事内容	基準点
2-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/m ²
2-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所
2-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1)浴室の床面積を増加させる工事	10 点/m ²
(2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所
(3)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所
(4)身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替え	3 点/箇所

る工事	
2-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1)便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²
(2)便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所
(3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所
2-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
(1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m
(2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所
2-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む）	
(1)勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²
(2)(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は 2点/箇所
2-7 住宅の屋外との出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
(2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
(3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
イ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
ウ ア及びイ以外のもの	2点/箇所
2-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
2-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第3（第6条関係）

工事内容	基準点
3-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事	2. 5点/箇所
(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、累計5m以上は10点
(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1階分につき5点
3-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
3-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第4（第4条、第6条関係）

工事内容	基準点
4-1 住宅に県産木材の認証合板又は鶴岡産木材を使用した工事	2. 5点/0.1m ³ (0.1m ³ 未満は切捨て)

別表第5第1号（別表第1で定める建具の基準）

工事内容	熱貫流率 (W/m ² ・K)
外窓交換	3. 5以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事
ドア交換	3. 5以下

別表第5第2号（別表第1で定める断熱材の基準）

部位	熱抵抗値 (m ² ・K/W)
屋根	4. 6以上
天井	4. 0以上

外壁	2. 2 以上
床	3. 3 以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1. 7 以上